

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-1-8
許認可等の種類	指定計量証明検査機関の指定			
根拠法令条例等・条項	計量法第117条、第121条第1項			
許認可等の概要	県の計量証明検査業務を行うことができる指定計量証明検査機関の指定			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>○計量法第121条第2項による第28条(指定定期検査機関の指定基準)の準用 都道府県知事又は特定市町村の長は、第117条第1項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。</p> <p>一 経済産業省令で定める器具、機械又は装置を用いて定期検査を行うものであること。</p> <p>二 経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が定期検査を実施し、その数が経済産業省令で定める数以上であること。</p> <p>三 法人にあつては、その役員又は法人尾種類に応じて経済産業省令で定める構成員の構成が定期検査の公正な実施に支障をおそれがないものであること。</p> <p>四 前号に定めるもののほか、定期検査が不公正となるおそれがないものとして、経済産業省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>五 検査業務を適確かつ円滑に行なうに必要な経理的基礎を有するものであること。</p> <p>六 その指定をすることによって申請に係る定期検査の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。</p> <p>○指定定期検査機関、指定検定機関及び指定計量証明検査機関の指定等に関する省令(平成5年通商産業省令第72号) 第17条(指定の基準) 第18条(指定定期検査機関に係る規定の準用)</p>			
基準の制定根拠	一			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	60日			
期間の制定根拠	一			